

評価シート（年度評価）

名古屋市寿荘における指定管理者の管理運営実績

1 基本情報

<所管局:健康福祉局>

指定管理者	社会福祉法人八起社		
主な業務内容	養護老人ホームの運営		
評価対象期間	令和4年4月～令和5年3月	指定管理期間	平成25年4月～令和5年3月

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基 本 事 項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	○	
	(2) 開館の実績	利用日・利用時間が遵守されているか。	○	
	(3) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(4) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(5) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	○	
2 維 持 管 理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	○	
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○	
	(3) 清掃業務	利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	○	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
3 サ ー ビ ス	(1) 利用実績	当初の目標通りの利用実績を挙げているか。	○	
	(2) 事業実施状況	計画通り事業が実施されているか。	○	
	(3) 広報・PRの実施	利用促進のための取組みを実施しているか。	○	
	(4) 接客態度	接客態度、名札、服装等は適切か。	○	
	(5) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	○	
	(6) 利用者満足度	利用者の満足度を把握し、必要に応じて対応しているか。	○	
4 経 費 等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は適正になされているか。	○	
	(2) 収支状況	当初の予定通りの収支状況になっているか。	○	
	(3) 再委託	再委託の方法は適正か。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
適切な管理運営が実施された。入居者へ配慮したうえで、感染症対策が出来ており、制限がある中でも入居者の心身機能を維持させる取り組みや、満足度を高めるサービスの提供がされている。職員研修や地域との交流についても、オンライン等非対面の方法で行うことが出来ている。

評価シート（年度評価）

名古屋市寿楽荘における指定管理者の管理運営実績

1 基本情報

<所管局:健康福祉局>

指定管理者	社会福祉法人愛生福祉会		
主な業務内容	養護老人ホームの運営		
評価対象期間	令和4年4月～令和5年3月	指定管理期間	平成26年4月～令和6年3月

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基 本 事 項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	○	
	(2) 開館の実績	利用日・利用時間が遵守されているか。	○	
	(3) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(4) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(5) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	○	
2 維 持 管 理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	○	
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○	
	(3) 清掃業務	利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	○	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
3 サ ー ビ ス	(1) 利用実績	当初の目標通りの利用実績を挙げているか。	○	
	(2) 事業実施状況	計画通り事業が実施されているか。	○	
	(3) 広報・PRの実施	利用促進のための取組みを実施しているか。	○	
	(4) 接客態度	接客態度、名札、服装等は適切か。	○	
	(5) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	○	
	(6) 利用者満足度	利用者の満足度を把握し、必要に応じて対応しているか。	○	
4 経 費 等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は適正になされているか。	○	
	(2) 収支状況	当初の予定通りの収支状況になっているか。	○	
	(3) 再委託	再委託の方法は適正か。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
適切な管理運営が実施された。引き続き感染症対策を重視しており、入居者の生活を守るための取組みが出来ている。感染症対策を取りながら、利用者のクラブ活動の内容を拡大したり、職員の研修機会を確保するほか、自然災害への対応にも力を入れるなどしている。

# 施設の現状

## 養護老人ホーム(2か所)

※寿荘、寿楽荘をまとめています。

施設の現状	施設概要							
	<p>養護老人ホームは、老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。 (定員:寿荘 250名、寿楽荘 120名)</p> <p>養護老人ホームは、高齢者の生活の場である入所施設であり、一度入所されるとかなり長期間在所するのが通例となっています。 こうした入所者に対する処遇の継続性を確保するためには、同一の運営法人に一定長期間の運営をお願いすることが必要であると考え、指定管理期間の原則である4年では短すぎるため、10年の指定管理期間としています。</p>							
	市の収支状況(千円) (令和4年度決算額)							
	支出				収入			
	施設	指定管理料	その他	計	使用料	その他特定財源	一般財源	計
	寿荘	457,442	0	457,442	0	88,293	369,149	457,442
	寿楽荘	250,933	1,166	252,099	0	42,518	209,581	252,099
	特記事項							
	支出のうち「その他」欄は、各施設に係る工事費。							
	管理運営指標の状況	取組状況						
指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
年度末における入所者数(寿荘)		人	249	250	250	249		
年度末における入所者数(寿楽荘)		人	114	120	117	116		
特記事項								
<p>寿荘 平成25年度より指定管理者制度                      寿楽荘 平成26年度より指定管理者制度</p>								

※支出のうち「その他」欄は、経常修繕費等を記載



年度ごとの総合評価（所管局のコメント・特記事項等）	
26年度	適切な管理運営が実施された。 行事食（バイキング等）を実施する等、食事提供について厨房を直営としていることを生かした工夫が見られる。
27年度	適切な管理運営が実施された。 より入所者の心身の状況に配慮した食事を提供するため、残渣の状況等の確認に努めている。
28年度	適切な管理運営が実施された。 平成28年度から選択食を導入し、入所者に配慮した食事の提供に努めていた。
29年度	適切な管理運営が実施された。防災対策に力を入れており、入所者に地震体験車や煙道テントを体験してもらうなど、新しい手法で防災訓練を行った。また、ヒヤリハット報告書の見直しや作成勧奨を行い、事故防止に努めている。
30年度	適切な管理運営が実施された。健康診断を年2回に増やし入所者の健康管理を強化するとともに、心身機能の低下傾向の方が増えているなか、廊下に手すりの取り付けと共同トイレを和式から洋式に変更することで、快適な施設生活が送れるよう努めた。
1年度	適切な管理運営が実施された。コロナ禍の中でもソーシャルディスタンスを意識しながらクラブやお楽しみ食を増やし積極的に提供した。利用者が安心、安全、安楽に過ごしていただけるようサービス提供の向上に努めた。
2年度	適切な管理運営が実施された。新型コロナウイルス対策マニュアルを作成し、清掃消毒箇所や換気方法などを見直し、感染防止に努めた。またコロナ禍でも安全に開催できるイベントを計画し、実施することで入居者の生活の充実に努めた。
3年度	適切な管理運営が実施された。新型コロナ対策の内容をより具体的に行動のしやすいものとなるよう見直しを行い、コロナ禍でも行える外出を含む安全な代替イベント等を取り入れることで入居者の安全を担保しながら生活の質の向上を図った。 また他施設等との円滑な連携を図ることで、入居者へのサービス向上に努めた。

### 3 利用状況等

#### 具体的な取組みや成果等

指定管理開始後、概ね 95%以上の入所率を達成している。

### 4 収支状況等

#### 具体的な取組みや成果等

指定期間を通じ、指定管理料は適切に執行されている。

### 5 利用者の意見や満足度等

#### 利用者の意見や満足度等の内容・推移

施設での生活について「満足」又は「普通」と回答した入所者が 90%以上を占めている。

### 6 総合評価

#### 所管局のコメント・特記事項等

指定期間を通じて適切に管理運営されている。

支援が必要な入所者の増加への対応についても取り組んでいる。